

新井商工会議所ホームページ有料バナー広告取扱規程

第1条(趣旨)

本規程は、新井商工会議所(以下「商工会議所」という)が管理する公式ホームページ(以下「ホームページ」という)への有料バナー広告掲載サービス(以下「本サービス」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条(広告の種類及び掲載要件)

1. ホームページに掲載する広告は、バナー広告(ホームページ内に表示される広告画像で、広告の指定するホームページにリンクするもの(以下「広告」という)とし、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

(1)人権侵害となるもの

人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの

(2)政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

ア 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関するもの

イ 宗教団体による布教活動を主目的とするもの

ウ 個人、団体等の意見の宣伝となるもの

エ 国内世論が大きく分かれているもの

(3)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業に関するもの

イ 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例:「世界一」「一番安い」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)

ウ 射幸心を著しくあおる表現

例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 商工会議所が承認、認証、または推奨、その他これに類する行為を行っているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの

(4)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの

イ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

ウ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

エ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

オ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

カ ギャンブル等を肯定するもの

キ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの

ア 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ウ 社会的に不適切なもの

(6) その他次のいずれかに該当するもの

ア 法令、条例、規則等に違反し、または違反するおそれのある内容を含むもの

イ 写真、談話、及び商標、著作物、意匠などを無断で使用したもの

エ 商工会議所の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ その他掲載することが適当でないと認められるもの

2. 商工会議所は、本サービスを利用しようとする広告内容が、前項の各号に該当し、またはそのおそれがあると判断したときは、ホームページへの広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)に対し、これに適合するよう当該広告内容の変更を求めることができる。

3. 前項の規程は、バナー広告のリンク先である会員企業等のWEBサイトの内容についても適用する。

4. 本サービスを利用できる者は、商工会議所の会員事業所のうち、当該年度に納入すべき会費が納付されている事業所に限る。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は、この限りではない。

第3条(広告の規格等)

1. 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ：【A枠】縦120ピクセル 横300ピクセル 【B枠】縦80ピクセル 横200ピクセル

(2) 画像形式：GIF(アニメーション等の動的な画像は不可とします)、JPEG、PNG

2. 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、原則認めない。

第4条(広告の掲載場所等)

1. 広告の掲載場所はホームページ内のトップページで商工会議所が指定する場所とし、当該指定場所における掲載位置の序列は、申込順を元に商工会議所が指定するものとする。

2. 広告の掲載可能枠数は、各5枠とする。

3. 商工会議所は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合や広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、あらたに広告掲載場所を設置することができる。

第5条(広告の掲載期間)

広告掲載の期間は原則1ヶ月単位(各月1日の午前9時～末日の午後5時)とし、連続して掲載する場合は最長12ヶ月までとする。ただし再掲載は妨げないものとする。なお、掲載開始日および掲載終了日が土・日曜日・祝祭日、または商工会議所の休業日に当たる場合は、翌営業日を広告掲載開始日または広告掲載終了日とする。

第6条(広告掲載料)

1. 広告掲載料については、広告主が当所会員事業所である場合は、1枠当たり【A枠】(ホームページ右側上部)月額5,500円(税込)・【B枠】(ホームページ下部)月額2,200円(税込)とする。非会員の場合は要相談。

2. 6ヶ月以上の契約をする場合は、期間に応じて下記の長期割引を適用する。(長期割引は下記の通り)

広告掲載料金【A枠】(最大5枠)

	期間	月額税込料金(税込)
1枠当たり	1ヶ月～5ヶ月	1ヶ月5,500円×月数
	6ヶ月～11ヶ月	1ヶ月4,950円×月数
	12ヶ月	1ヶ月4,400円×月数

広告掲載料金【B枠】（最大5枠）

1枠当たり	期間	月額税込料金(税込)
	1ヶ月～5ヶ月	1ヶ月2,200円×月数
	6ヶ月～11ヶ月	1ヶ月1,980円×月数
	12ヶ月	1ヶ月1,760円×月数

第7条(納入および方法)

1. 広告掲載料の納入期限と方法として、初回時は、申し込みの際に掲載申込書に添えて入金するものとする。また、振込によることも妨げない。
2. 契約継続の場合は、新しい広告掲載期間の開始日までに、指定口座へ振り込み、又は商工会議所事務局まで持参するものとする。

第8条(広告掲載申込等)

申込者は、『新井商工会議所ホームページバナー広告掲載申込書』により、持参、Eメール等で商工会議所に申し込むものとする。提出締切日は、掲載希望月の前月10日(10日が休日の場合は直前の営業日)とする。

第9条(広告掲載の決定)

1. 商工会議所は、前条の申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。
2. 前項の掲載の可否の決定に当たって、申込者が多数の場合は申込先着順とする。
3. 申込に係る広告が第3条第1項の各号に該当する場合は、掲載を承諾しない。

第10条(広告原稿の作成及び提出)

1. 広告掲載許可の決定を受けた申込者(以下「広告主」という)は、掲載希望月の前月20日(20日が休日の場合は直前の営業日)までに、広告原稿を電子データにて提出しなければならない。
2. 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

第11条(広告内容等の変更)

1. 広告主は、広告デザイン・リンク先を変更しようとするときは、変更予定日の1週間前までに会議所に『新井商工会議所ホームページバナー広告掲載変更届』を提出し連絡するものとする。
2. 商工会議所は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令、条例、規則等に違反している場合、またはそのおそれがある場合は、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

第12条(広告掲載の取消し)

商工会議所は次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告者が行わないとき。
- (3) 広告主ホームページの内容等が、申込時から変更され第2条の規程に反すると判断したとき。
- (4) 広告主ホームページが正しく動作していない場合。
- (5) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

第13条(広告掲載の取下げ)

1. 広告主は、自己都合によりホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。
2. 広告主は、第1項の規定により広告掲載を取り下げ場合は、商工会議所に『新井商工会議所ホームページバナー

広告掲載取下届』を提出しなければならない。

3. 商工会議所は、広告主から前項に規定する書類が提出された場合、速やかに当該書類に基づいて処理するものとする。
4. 第1項により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

第14条(広告掲載料の還付)

1. 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付する。
2. 前項の還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。ただし、還付する広告掲載料には利子を付さない。

第15条(広告掲載の中断)

1. 広告主側の原因によりサービスが中断した場合、商工会議所は一切の責任をおわないものとする。
2. 商工会議所側の原因により広告掲載が中断した場合、商工会議所は復旧に努め、金品、サービスなどによる保証は行わないものとする。
3. 天災地変、通信事業者によるサービスの停止・中断、通信回線の障害、第三者によるハッキングやクラッキング等の不正アクセス、停電、その他商工会議所の責めに帰することのできない事由による場合、商工会議所は一切の責任を負わないものとする。

第16条(広告掲載の一時的な中断、変更、追加、中止)

商工会議所は、広告主への事前の通知、承諾なく、一時的にサービスを中断できるものとする。また、条件等、サービスの内容に関する全部または一部について、変更、追加、中止することができるものとする。

第17条(広告主の責務)

1. 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、商工会議所に対して保証するものとする。
3. 第三者から広告掲載等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

第18条(その他)

この規程に定めるもの以外に、ホームページへの広告バナー掲載に関して必要な事項は、専務理事が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。